

飯塚市切畑ダム管理規程(平成18年飯塚市訓令第26号)の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月22日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市訓令第11号

飯塚市切畑ダム管理規程の一部を改正する訓令

改正後	改正前
<p>(放流の開始及び放流量の増減の方法)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項のかんがい期間は、毎年6月21日から9月30日までの間とし、放流量は最大毎秒<u>0.359立方メートル</u>を超えてしてはならない。</p> <p>第29条 管理主任技術者は、水利使用規則(<u>令和8年3月26日国九整7水遠第9号</u>)<u>第11条</u>の規定により年ごとに測定結果を取りまとめ、翌年の1月31日までに九州地方整備局長に報告しなければならない。</p>	<p>(放流の開始及び放流量の増減の方法)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項のかんがい期間は、毎年6月21日から9月30日までの間とし、放流量は最大毎秒<u>0.348立方メートル</u>を超えてしてはならない。</p> <p>第29条 管理主任技術者は、水利使用規則(<u>平成31年2月26日国九整30水遠第2号</u>)<u>第9条</u>の規定により年ごとに測定結果を取りまとめ、翌年の1月31日までに九州地方整備局長に報告しなければならない。</p>

附 則

この訓令は、令和8年5月1日から施行する。